

第78号議案

新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

新城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年6月8日提出

新城市長 穂積亮次

新城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新城市病院事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第22号を第23号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 血管外科

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、血管外科を標榜するため必要があるからである。